

新庁舎建設・整備に係る  
基本構想の策定に向けた要望書

平成30年5月

厚木市議会  
新庁舎建設特別委員会



## I はじめに

現庁舎は昭和 46 年の建設から 47 年が経過し、この間、耐震性の確保のため平成 15 年から平成 17 年にかけて免震改修を実施しているが、設備の老朽化やそれに伴う維持管理費用の増加を始め、狭あい化、窓口の分散化による市民の利便性の低下や賃料等の財政負担、また、大規模災害発生時における防災拠点としての対応力の強化の必要性等、様々な課題を抱えている。

本市議会においては、これらの諸課題に対応した庁舎の建設・整備等に寄与するため、平成29年 8 月に新庁舎建設特別委員会を設置し、新庁舎の建設・整備等に係る調査研究や市との協議の実施などにより、検討を重ねてきたところである。

新庁舎の建設・整備等に当たっては、様々な角度からの意見・要望等を踏まえた十分な検討を行い、市民の御理解を得ながら、的確に推進していくことが必要不可欠であると考えます。

このようなことから、市におかれては、本要望書の各事項について丁寧かつ十分に検討し、新庁舎の建設・整備に係る基本構想の策定に取り組まれるよう、本特別委員会として強く要望するものである。

平成30年 5 月

厚木市議会新庁舎建設特別委員会  
委員長 田 上 祥 子

## Ⅱ 要望事項

### 1 新庁舎の建設（整備）予定地について

建設予定地については、厚木市庁舎建設等検討委員会において、「中町第2-2地区」との方向性が出ているようであるが、新庁舎は今後50年以上利用するものであるため、「現本庁舎敷地及び周辺地区（以下「現状地」という。）」と「中町第2-2地区」を基軸として、パブリックコメント等を通じて、より多くの意見を聴取した上で、交通の利便性や災害発生時の対応拠点等のあらゆる要件を考慮し、慎重に検討すること。

### 2 新庁舎整備の基本理念、基本方針、導入機能について

- (1) 新庁舎の建設・整備については、当該拠点のみでなく、まちづくりの全体像の中で、関連する計画等との整合を図るとともに、市民に親しまれ、誰もが気軽に利用でき、市民活動の拠点となることはもとより、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化への展開など将来の動向やまちづくりの方向性を見据えて、新庁舎の在り方等の基本的な考えを示すこと。
- (2) 導入機能については、(1)の考え方を踏まえた中で、窓口機能、事務機能、議会機能及び防災対応機能等について、市民はもとより、将来を担う若手職員の意見等も積極的に聴取した上で、十分に検討すること。
- (3) 新庁舎の建設・整備に当たっては、市民の利便性等の観点から、他の施設との複合的な施設機能の要否について、市民の意見等を基に慎重に検討するとともに、国や県の機関との合築も検討すること。

### 3 新庁舎の規模、機能等について

- (1) 2での要望と同様に、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化への展開等を踏まえ、庁舎における業務・機能の将来像やまちづくりの方向性を見据えた中で、ワンストップサービスやユニバーサルデザインの徹底による障がい者や高齢者を始めとした、全ての市民が利用しやすく分かりやすい機能を備えること。
- (2) 規模については、様々な機能等を十分検討した上で、必要な規模とすること。

#### 4 新庁舎の駐車場の規模、周辺整備について

- (1) 駐車場については、建設予定地を「現状地」とする場合は、厚木中央公園地下駐車場の効率的な利活用を検討し、「中町第2-2地区」とする場合は、新庁舎の規模、機能等を勘案した上で台数の検討をすること。
- (2) 周辺整備については、いずれの建設予定地であってもエリアにつながる面全体として、新規・既存の道路整備等によるスムーズな交通動線の確保や、周辺商店街への回遊性の確保等を十分に検討すること。

#### 5 新庁舎の整備手法、費用・財源、スケジュールについて

- (1) 整備手法については、いずれの建設予定地であっても、新庁舎の整備のみでなく、周辺整備も含めた中で、従来型手法を始め、PFI等のあらゆる手法の検討を行うこと。
- (2) 費用・財源については、目先の支出だけでなく、将来に渡る市民へのメリットを第一に考え、現在の庁舎建設等基金の増額を始め、市の財政負担を可能な限り低減させる観点から、国の補助金等の確保に最大限努めるとともに、華美な仕様等は避け、新庁舎整備に伴う財政負担により、市民サービスの低下を招くことのないようにすること。
- (3) スケジュールについては、現行のスケジュールありきではなく、市民等への効果的で丁寧な情報発信に最大限努め、十分な理解を得ながら慎重に進めること。

#### 6 その他の検討事項について

既述したように、新庁舎の建設・整備に当たっては、いずれの建設予定地であっても、点ではなく面として、既存の計画等との整合性を図った上で、交通体系等を始め、エリア全体につながるまちづくり全体の整備として検討するとともに、建設予定地とならなかった箇所の有効活用について、まちの魅力創出や災害時の活用等、市民にとって最も有効な方法を検討していくこと。